

医療的ケア児者に関する課題管理表(R8.7.27時点)

資料 1

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
保健	1	コロナ禍で、医療機関や保護者と直接面会することが難しくなり、個別支援に支障が出ている。	面会をしなくても個別支援の質が保てる支援方法を検討・実施する。	面会に代えて電話や文書で情報共有することにより対応する。	済	
福祉	1	市内の医療的ケア児者の実数を把握できていない。	市内の医療的ケア児者の名簿を作成する。	支援学校や障害サービス事業所に通っている医療的ケア児者に対して、同意を得て情報を提供していただく。	着手	医療的ケア児者へのアンケートと併せて、同意いただける場合には名前や連絡先等の情報を提供していただくよう呼びかけた。 今後は県の医療的ケア児登録フォームを周知し、さらに情報把握を進める。 R8.2月末現在:登録者 10人 (参考)R7.4月時点で障害福祉課で把握している医療的ケア児の人数 28人
				医療機関や健康福祉センター等と連携し、医療的ケア児の情報を共有できる仕組みづくりを行う。	着手	庁内の関係課で連携会議を設け、それぞれで把握している情報や課題の共有を図ることを目指す。
	2	災害時の支援体制が整っていない。	在宅避難時の停電などに備え、非常用発電機等の購入を促進する。	非常用発電機等の購入に対する補助を行う。	済	令和6年4月から日常生活用具の給付対象品目として非常用電源装置を追加した。 令和6年度 9件 令和7年度 2件 令和8年度 0件(R8.7月時点 支給決定実績)
			在宅避難時の停電などに備え、利用機器のバッテリー等に充電ができる施設を確保する。	各行政センターに非常用電源を整備し、優先的に充電できるようにする。	着手	危機管理課と方向性について認識を共有済。今後地域支援部と協議を行っていく。

医療的ケア児者に関する課題管理表(R8.7.27時点)

資料 1

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
福祉	2	災害時の支援体制が整っていない。	在宅避難が難しい場合に、どこに避難すべきかをあらかじめ決めておく。	医療的ケア児者について、災害時の避難場所の指定も含めた個別避難計画等を定める。	着手	個別避難計画の様式を定めた。今後は、緊急度の高い方から優先的に個別避難計画の策定を進めていく。
				医療的ケア児者が避難可能な福祉避難所を増やす。	着手	災害時に医療的ケア児と家族の避難受入れを行う二次福祉避難所として、市立養護学校と令和8年4月1日付で協定を締結した。具体的な運用ルールについて、学校側と調整を進めている。
	3	介護者の体調不良などの緊急時に預けられる施設が不足している。	緊急時に一定期間医療的ケア児者を受け入れてくれる施設を増やす。	メディカルショートステイ制度を導入する。	済	令和6年4月1日から、県が実施するメディカルショートステイ事業について、横須賀市民も利用可能となった。 R8.3月末時点 利用登録者 17人 利用延日数 178日
				医療型短期入所事業所を増やす、または既存施設の枠を増やす。	未着手	長期的な視野で、入所施設等への勧奨を行う。
				動ける医ケア児者の受け入れ先の拡大に向け、短期入所事業所への看護師派遣を行う。	着手	新規設立を検討している事業者に対する後方支援を行う。
	4	医療的ケア児者に対応できる移動支援の事業者が不足している。	医療的ケア児者に対応できる移動支援事業者を増やす。	移動支援事業者に対する支援策を充実させる。	未着手	まずは現状把握や他都市の事例等の情報収集を行う。
					済	医療的ケア児者の移動の課題も含め、障害福祉課で作成した移動支援事業の見直しのたたき台を元に、障害とくらしの支援協議会にワーキンググループを設置し、内容について検討を実施。この場での検討結果を踏まえ、令和8年度から人工呼吸器や吸引などの医療的ケアが必要な人の移動支援を行った際の事業所に対する新たな加算を創設。

医療的ケア児者に関する課題管理表(R8.7.27時点)

資料 1

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
福祉	5	医療的ケア児の親の就労が難しい。	学齢期のこどもであれば、通学～学校～放課後デイ～帰宅の間を、支援者がバトンタッチしながら切れ目なく支援し、親が日中まとめて時間が作れるようにする。	学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	着手	令和8年度は、送迎を希望した市立養護学校の生徒5名について、1人あたり週3日登校・下校時の通学支援を実施している。 登校時はワゴン車、下校時はスクールタクシーを活用している。
				学校や自宅への送迎が可能な事業所を増やす。	済	医療的ケア児者の移動の課題も含め、事業者に対する実態把握のためのアンケート調査も踏まえて障害福祉課で作成した移動支援事業の見直しのたたき台を元に、障害とくらしの支援協議会にワーキンググループを設置し、内容について検討を実施。 医療的ケア児者に特化した内容ではないが、送迎を行う事業所の拡大を図るため、令和8年度から市単独事業として送迎加算の増額や送迎車両の購入費助成などの制度を創設した。
				登下校時の送迎のはざまのニーズを把握し、支援策を充実させる。 (送迎車から自宅内までの間の介助が必要 など)	未着手	まずは広くニーズの聞き取りを行い、課題抽出を行う。
	6	夜間のたん吸引等の対応で介護者が疲弊している。	介護者のレスパイト策を充実させる。	在宅レスパイトを目的とする訪問看護の長時間利用を可能とするため、訪問看護事業所への補助を行う。	済	医療保険に基づく訪問看護の時間に加えて看護を行った場合に、訪問看護ステーションに市から報酬を支払う制度を実施する。 R8.6月末時点 登録者 19人 協定訪問看護ステーション 11カ所 延利用時間 60.5時間
				在宅レスパイトの土日利用については、訪問看護ステーションの人員体制等により調整が難しい場合があり、介護者のニーズに十分対応できていない。	未着手	

医療的ケア児者に関する課題管理表(R8.7.27時点)

資料 1

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
福祉	6	夜間のたん吸引等の対応で介護者が疲弊している。	介護者のレスパイト策を充実させる。	土日などに受け入れができる放課後等デイサービス事業所などを増やす。	未着手	喀痰吸引等(第三号)資格を持つスタッフが対応しても報酬の加算が付かないなどの課題も踏まえ、どのようなインセンティブがあれば実施してもらえるか検討する。
	7	入浴介助の負担が大きい。	訪問入浴サービスの拡充を図る。	訪問入浴サービスの利用回数等の拡充を図る。	済	令和8年度から夏季の利用回数を月6回から8回に拡充した。
			訪問入浴サービス以外の入浴支援策を実施する。	高齢者の介護施設等、入浴設備が整備されている施設に受け入れの協力依頼をする。	未着手	協力してもらえる施設があるのか、どういう条件であれば協力してもらえるかなど、検討を進める。
保育	1	看護師を配置したいが、なり手がいないため、医療的ケア児が受け入れられない。	保育園等に看護師を配置できるような支援策を実施する。	保育園等に勤める看護師に対し、処遇の向上を図る。	済	市で採用する、医療的ケアを行う看護師の時給を近隣市と同等レベルに引き上げを行った。 ※R8.4月開園の南こども園についても、看護師採用済み
	2	医療的ケア児を預かった際の、保育現場での対応の不安感を解消する制度がない。	医療的ケア児の保育に関する相談窓口やネットワークを構築する。	医療的ケア児等コーディネーターを配置する。	済	市内の保育園・幼稚園・認定こども園等には、子育て支援課を通じてメールでしらせを一斉送信し周知を図ったが、今後も継続的に周知を図る。
				医療的ケア児を受け入れている園同士の情報共有や協議の場を設置する。	済	医療的ケア児受け入れ園同士の研修等で、個々の園同士の交流は増えつつある。公立の園同士については、今年度、看護師定例会議を5月より2か月に1回開催している。
			医療的ケア児の保育に関するガイドラインを作成する。	関係者による検討の場を設け、ガイドラインを作成する。	済	ガイドラインを作成し、HPで公表済み。
	3	医療的ケア児の入園調整の仕組みが確立されていない。	医療的ケア児の入園調整の仕組みを作る。	入園判断の基準となるガイドラインを作成する。	済	他都市を参考に横須賀市のガイドライン案を作成し、令和7年度からこの内容に沿って入園調整を実施している。
				各園に直接入園申し込みの相談が入ってしまっている状態から、相談窓口を統一する。	済	医療的ケア児の入園相談は、市の子育て支援課に一本化した。

医療的ケア児者に関する課題管理表(R8.7.27時点)

資料 1

分野	No.	課題	課題解決に向けて必要な方策	具体的な取り組み	実施状況	
教育	1	学校への登校時にスクールバス等での迎えがない、下校時に毎日スクールタクシーが使えない。	学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	(再掲)学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	着手	(再掲)令和8年度は、送迎を希望した市立養護学校の生徒5名について、1人あたり週3日登校・下校時の通学支援を実施している。登校時はワゴン車、下校時はスクールタクシーを活用している。
	1	学校への登校時にスクールバス等での迎えがない、下校時に毎日スクールタクシーが使えない。	学校の登下校時の送迎について、手段を充実させる。	県立特別支援学校の医療的ケア児通学支援事業の利用促進を行う。	未着手	協力事業所も増え、徐々に利用が広がっているが、行政として直接的な利用促進のための取り組みは行っていない。
教育	2	通常級や特別支援学級に通う医療的ケア児について、必要な医療ケアを行うのに保護者が付き添いをしないとけない。	学校に看護師を派遣する仕組みを作る。	訪問看護事業所から看護師を派遣してもらう事業を実施する。	済	市で直接雇用している看護師のほか、令和7年度からは訪問看護ステーションと委託契約し、学校に看護師を派遣する体制を整備している。令和8年度は、常時の医療的ケアが必要な市立小学校に在籍する児童3名について、1名は会計年度任用職員の学校看護師、2名は業務委託契約した訪問看護ステーションの看護師が、それぞれ主治医の指示書に基づいた医療的ケアを実施している。
その他	1	外出先で利用できるトイレの情報が少ない。	医療的ケア児が使いやすいトイレの情報を集約し提供する。	みんなのトイレの広さやユニバーサルシートの設置有無などについて、アンケート等で情報収集する。	未着手	まず効果的な情報収集や提供方法について検討する。
	2	医療的ケア児者の支援に対応可能な訪問看護師が少ない。	限られた看護師人材を活かす仕組みづくりを行う。		未着手	
	3	医療物品について、大きな病院に比べて規模の小さい病院では同じ負担額でも貰える数が少なく、経済的負担が大きい。			未着手	